「非営利組織の純資産についての研究」

The Study on Net Assets for Non Profit Organizations

古 市 雄一朗

1はじめに

近年、公益法人会計基準や学校法人会計基準等の非営利組織の会計基準の改訂が行われており、非営利組織会計はその方向性を模索している状態が続いている。全体の方向性としては、非営利組織独特の会計システムから可能な限り企業会計方式へ接近させる点を特徴付ける事ができるが、この動向は米国における制度の影響を大きく受けていると考えられる。また、米国の基準では、非営利組織の会計を日本のように業種ごとに分けるのではなく統一的な基準になっており、日本においても統一的な会計基準の枠組みを意識した議論も行われている。(日本公認会計士協会2013)

本稿においては、これらの動向を踏まえた上で統一された非営利組織の会計基準の 可能性について非営利性のメルクマールと強く関連する純資産(資本)概念¹⁾に注目 して検討を行い、それが会計の目的とどのように関連するかについて検討を行う。

次節以降において、純資産および資本の概念と営利性との関係及びそれが会計の目的に与える影響について検討を行う。その上で、我が国の非営利組織の各会計制度における純資産の取り扱いについて検討を行い非営利組織会計の統合の可能性について検討を行う。

2 純資産概念と営利性の関係

企業会計においては、多くの場合資本と言えば株主持分を示す。すなわち株主の請求権を意味する。貸借対照表の貸方を資産の調達源泉であると考えた場合に、その区分をどのように行なうかは、多くの議論が行なわれてきた。とりわけ、企業会計上①請求権の優先劣後関係の表示、②利益計算の基礎の提供といった観点から負債と資本を明確に区分する事が重視されてきた。(古市峰子2006、pp193-194)

現在、新株予約権をはじめとして負債と資本の中間的性質をもった項目が注目され、 貸借対照表の貸方をどのように区分するかという議論が続いているが上記の①および

¹⁾ 本稿においては、純資産を差し当たり貸借対照表における(資産―負債)に相当する部分と 捉え、検討を進める。企業会計においては純資産の部には、株主持分(資本)以外の項目も含 まれるが基本的には、株主持分(資本)を表していると考えられる。そこで本稿では、非営利 組織について触れる場合には純資産、企業会計について論じる場合には、資本という用語を用 いる事とする。

②の考えが重視されてきた背景には、企業会計における会計主体として企業を株主の ものとみなし計算を行う資本主理論を前提としていた事を指摘できる。

すなわち、企業の持ち主である株主が存在しその請求権の確定のためには、貸方に おいてその請求権の大きさを示す事になりまたその持分の毎期の増減を利益として正 しく計算するためには、負債と資本そして資本と利益を明確に分類する必要が生じた と言える。

企業の目的が利益の追求であり企業会計の主目的の1つが株主に帰属する請求権を 確定させることにあるとするならば、企業会計における資本に関する議論は、その根 幹を成すものであると言える。

一方で、非営利組織の場合に同様の議論が可能であるだろうか。1978年にFASBにより公表されたRESEARCH REPORT, Financial Accounting in Nonbusiness Organizations - An Exploratory Studey of Conceptual Issues (以下FASB 1978) においては、非営利組織と営利組織に適用される会計の識別基準として、2つの基準が示されている。

まず第1に挙げられている基準は、組織が営利指向であるか非営利指向であるかによって分類する目的別基準である。この基準では組織の目的に注目し、利益を指向する 組織を営利組織、利益を指向しない組織を非営利組織として識別する。この場合の利 益を指向していない組織とは以下のような特徴を有する組織であると定義されている。

- 利益を生み出すことを第1の目的として業務を行わない。
- ② その資産または利益を会員、役員、または職員に分配せず便益を与えない。
- ③ 解散の場合には収益は、他の非営利組織へ移されるかまたは州に返され、決して個人へは返されない。(FASB 1978p. 161.)

2番目の分類基準は組織をその主たる財務資源の調達源泉により分類する財務資源 源泉別基準である。(FASB 1978p. 161.)

この基準では財務資源の源泉を財、サービスの販売による収益から獲得している組織を営利組織と見なす。また財務資源の全部又はほとんどを、財またはサービスの販売以外の寄付や補助金等で獲得している組織を非営利組織とみなす。

以上の2つの組織が示す非営利組織の範囲は下記の図表のようにまとめられる。

笙 1	の分類	(日)	的別基準)

ビジネス	ノンビジネス		
営利組織	タイプAの非営利組織	タイプBの非営利組織	
ビジ	ノンビジネス		

第2の分類(財務資源源泉別基準)

出典: FASB, (1978, p. 162.)

タイプAの非営利組織:財務資源の全部又は大部分を財、サービスの販売による収益から獲得する非営利組織。

タイプBの非営利組織:財務資源の全部又は大部分を財、サービスの販売による収益 以外から獲得する非営利組織。

上記の2つの分類について、第1の分類は、組織が営利か非営利かのメルクマールであるのに対して、第2の分類は、企業会計と異なる非営利組織向けの会計を用いるべきかどうかの分類基準であると言える。本稿においては、営利性の有無が純資産の区分に与える影響について分析しているので第1の分類に注目するが第1の分類における基準によれば非営利組織の特徴として②にあるように利益分配が行われない事、および③にあるように残余財産の請求権者が存在しない事を示している。

また、日本公認会計士協会(2013)でも示されているように非営利組織の特徴として、団体利益の構成員への分配を行わないことを基準にするのは、営利組織と非営利組織の区分において一般的であると言える。(日本公認会計士協会 2013 pp22-23)

これまでで考えたように、営利組織と非営利組織を区分するメルクマールとして剰余金(利益)の分配の有無および残余財産の請求権者の存在の有無が深く関連していると一般に考えられている。すなわち、組織が本当に営利を指向していなければその構成員は、利益の分配を求めずに発生した余剰は、活動のために再投下される。また、残余財産の請求権が存在する事は最終的な清算時点での剰余金分配を行うことになり、実質的に利益分配が行われることになるために非営利組織の構成員には、その権利が存在しないと考えられる。

上記のように考えると企業会計の貸借対照表における資本の区分は、あくまで資本 主理論に基づく利益計算及び、請求権の確定の要請からのものであり利益計算と残余 財産請求権の確定が不要な非営利組織においては、企業会計と同じ考え方で純資産 (資本)を捉える事は、適当ではなく、その区分は、むしろ財源としての性質の相違 に基づくものになると言える。 すなわち、資本主理論においては、貸借対照表は、資本=資産-負債という資本等式的に捉えることになり、非営利組織の場合には資産=負債+資本(純資産)という貸借対照表等式的に捉えることになると言える。その意味では、非営利組織における貸借対照表の貸方側の区分は、財源としての性質の相違により区分される事になり営利組織の場合のように負債と資本(純資産)の区分の意味について異なる説明が必要になると言える。

このように、非営利組織の純資産に相当する部分が分配可能であるか否かは、会計の目的や財務諸表に求められる機能に大きく関係すると言える。その意味では、企業会計と非営利会計が本質的に異なるものであるのは、計算の目的の相違からして当然であると言える。では、一般に非営利組織の会計として分類される各種の会計における純資産の取扱いは、どのようになっているだろうか。もし、それらの内容に差が無いとしたら非営利組織の統一的な会計基準を用いる現実性は、増すものであると言える。次項においてそれを検討する。

3 非営利組織の会計における純資産の取扱い。

本項においては、以下において、我が国のプライベートセクターにおける非営利組 織における純資産の意義および分配可能性と残余財産請求権の有無から見た非営利性 について各法人形態ごとに比較検討を行う。

3-1公益法人

(1)純資産の取扱い

公益法人会計基準においては、貸借対照表は、資産、負債、正味財産により構成されると定められており、本項の検討対象とする純資産に当てはまるのは、正味財産にあたる部分であると言える。正味財産は、指定正味財産と一般正味財産、基金の3つに区分される。(公益法人会計基準第2-2)

指定正味財産は「寄附によって受け入れた資産で寄附者等の意思により当該資産の 使途について当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた 資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする」とされてい る。一方、一般正味財産は、寄付によって受け入れた資産のうちで寄付者との意思に よる制約が課されていない部分と言える。また、基金は、無利息で、返還義務を有す る債務であるが会計上は「正味財産の部」に区分される。指定正味財産と異なり基金 の拠出者、使途に法律上の制限はなく、自由に活用することができる。(公益法人会 計基準注解6、注解7)

公益法人会計における、正味財産(純資産)は、言わば財源としての拘束性を財務 諸表に反映させるためのものであり貸借対照表の貸方の区分は、負債の部分を含めて 法人が負っている返済義務や管理義務の内容によって区分されていると言える。

(2)非営利性について

公益財団法人および公益社団法人(以下公益法人)は、法人が解散した場合の残余財産の帰属先について、公益認定を受けるに当たり、定款においてあらかじめ他の公益法人もしくは国、地方公共団体等に贈与する旨を定めなければならないが、その贈与先は、公益法人と同様に持分権者が存在せず、剰余金の分配や特定の者に残余財産の分配が可能な法人を指定する事はできない。そのため、解散する公益法人の残余財産の分配を最終的に受ける個人は、存在しないため非営利性が担保されていると言える。一方で、一般財団法人および一般社団法人(以下一般法人)については定款において、特定の個人に残余財産の分配を定める事はできない。しかしながら定款において、残余財産の分配先を定めていない場合には、解散時に残余財産の分配先を決定することが可能であり、この場合には、実質的に残余財産を受取る事ができる者が存在することになる。すなわち、一般法人については、法人が活動中には残余財産の請求権者は、存在しないが解散時には残余財産の受取りが可能になる利害関係者が存在するため公益法人の場合と異なり、非営利性は必ずしも徹底していないと言える。

3-2学校法人

(1)純資産の取扱い

学校法人会計基準においては、貸借対照表における純資産の部に相当する部分について基本金がその中心となる。学校法人会計基準第29条においては、基本金について「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と規定されており、以下のように分類される。

1号基本金:

学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあっては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。

2号基本金

学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額。

3 号基本金

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。

4号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。

(学校法人会計基準第30条)

学校法人会計基準における基本金は、学校法人が継続的に活動を行なうのに必要な 財産的基礎として内部に留保される部分であると言える。学校法人会計基準において 基本金による内部留保機能が重視されている背景には、戦後、私学の財政基盤は脆弱 なケースが多く一方で私学による教育サービスの供給が必要とされていたと言える。 そのため継続的に教育サービスを安定的に提供するために財産的基礎としての基本金 を用いて内部留保を進めることにより財線基盤を強化する必要に応える事が出発点で あったと言える²⁾。

いずれにせよ、公益法人における純資産や株式会社における資本と大きく性格を異にすると言える。

(2)非営利性について

学校法人は、剰余金の分配が禁止されている事は、もとより私立学校法第30条3において「残余財産の帰属者は学校法人その他教育事業を行なう者のうちから選定しなければならない」と定められており、残余財産の請求権者の存在は、認められていない。また、寄附が行なわれなかった場合には、残余財産は国庫に帰属する事となる。そのため、学校法人は、制度上非営利組織として区分することが適当であると言える³⁾。

3-3社会福祉法人

(1)純資産の取扱い

社会福祉法人会計基準において純資産の部は、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金に分類されている。基本金は、「社会福祉法人が事業開始に当たった財源として受取った寄付金の額を計上するもの」と規定されている。

(社会福祉法人会計基準第6条第1項)

基本金はさらに以下の3つにさらに分類されている。

第1号基本金

社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべき ものとして指定された寄附金の額

第2号基本金

第1号基本金の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された を寄附金の額

²⁾ 学校法人会計基準設定の経緯については、片山(2002)、古市(2015)を参照

³⁾ 本稿においては、株式会社により運営される学校は、検討の対象外とする。

第3号基本金

施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額

(社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 11) また、国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団 体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額が計上される。

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、理事会の議 決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額 が計上される。

社会福祉法人の純資産は、資産の調達源泉の相違が反映される形で区分されている。 また、基本金については、財源として受取った寄付金の額と定義されており、その使 途ごとに分類が行なわれている事から、学校法人会計基準における基本金と内容は異 なるものと考えられる。

(2)非営利性について

社会福祉法人が解散した場合には、定款において残余財産は社会福祉法人等の社会福祉事業を行なう者に帰属させなければならず、またその定めを行なわない場合には、 残余財産は国庫に帰属するとされている、そのため残余財産の有無から見た非営利性は確保されていると言える。

3-4 医療法人

(1)純資産の取扱い

医療法人会計基準においては、貸借対照表は、資産、負債、純資産に区分され貸借 対照表の純資産は、出資金、基金、積立金及び評価・換算差額等に区分される。(医療法人会計基準第8条)

出資金は、当該医療法人が持分の定めのある医療法人である場合において社員等が 出資した金額が計上される。また、基金は、当該医療法人に対する拠出金のうち返還 可能性を有する金額を計上する。また積立金は、当期以前の損益を源泉とした純資産 額を、その性格応じた名称を付して計上する。その他有価証券評価差額金や繰延ヘッ ジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産 又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額は、評価・換 算差額等に計上する。(医療法人会計基準第13条~第16条)

社団医療法人においては、従来、社員等の持分の定めのある医療法人の設立が認められていたが、平成19年4月の医療法の改正により現在は、持分の定めの無い、医療法人のみが新設される。しかしながら、従来から存在する持分のある社団医療法人は経過措置型医療法人として当分の間、存続が認められている。また、持分の定めの無い社団医療法人は基金制度を選択することができる。基金は定時社員総会の議決によ

り一定の純資産額が存する場合にのみ返還可能であり、返還額と同額を将来取り崩す ことができない代替基金としなければならないことが法令上明確になっている。また、 財団医療法人の財産の寄付者は、持分を持たず、払い戻しも行なわれない。

積立金は、各会計年度の当期純利益又は当期純損失の累計額から当該累計額の直接 減少額を差し引いたものとなるが、その性格により以下のように分類される。

- ①設立等積立金
- ②基金の拠出者への返還に伴い、返還額と同額を計上した代替基金
- ③特別償却準備金のように法人税法等の規定による積立金経理により計上する固定資 産圧縮積立金
- ④将来の特定目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき計上する特定目的積立金 (特定目的積立金を計上する場合には、当該積立金とする金額について、当該特定目 的を付した特定資産として通常の資産とは明確に区別しなければならない。)
- ⑤上記各積立金以外の繰越利益積立金

(医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明 細表の作成方法に関する運用指針 14)

それで純資産の区分は、法人の類型により以下の通りとなる。

①持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)→

出資金・積立金・評価換算差額等

②持分の定めのない社団医療法人で基金制度を有するもの→

基金・積立金・評価換算差額等

③上記以外の医療法人→

積立金 • 評価換算差額等

③を主たる検討対象とするならば、医療法人会計基準における純資産は、積立金と評価換算差額から構成されるが、当期純利益又は、当期純損失の累計額からその減少額としている点に特徴があると言える。

(2)非営利性について

従来は、持分の定められた社団医療法人が認められていたが経過措置によるものを除けば、残余財産の帰属は、持分のない法人とされ、医療法第54条が示す通り剰余金の配当も禁止されている点から、現状において非営利性に重きが置かれるようになったと言える。

4 非営利組織における純資産概念の異同

前節で見てきたように、我が国の非営利組織のほとんどは制度上、剰余金および残余財産の分配が行なわれない仕組みになっている。そのため純資産の中身は、特定の権利者の持分を表すものではないが、その中身は大きく異なっている。純資産の内容をまとめると下図のようになる。

組織形態	純資産の主要な内容
公益法人	寄付者の意図を反映させた財源の拘束性を示す。
学校法人	教育活動を継続するための財産的基礎
社会福祉法人	寄附及び補助金を中心とする財源の内容を示す。
医療法人	基金及び過年度の純利益又は純損失の累積額

これらの相違の原因としてしばしば指摘されるのは、行政の指導監督機能が優先された事により、所轄官庁ごとの縦割り行政の影響を会計基準が受けているという点である。その結果、我が国においては、非営利組織の会計基準は統一化が進まず、比較可能性や会計情報に関する理解が進んでいないという指摘がなされる。しかしながら、各法人ごとに純資産の内容が異なる原因を縦割り行政の弊害としてネガティブに捉える事は必ずしも適当でない場合も考えられる。

例えば、平成19年の医療法の改正までは、医療法人については、出資持分が認められていた。この事は、剰余金及び残余財産の非分配を営利と非営利のメルクマールとする一般的な理解からすれば医療法人は非営利組織としてより、営利組織としての性格を有していた事になる。一方で、私益とは逆の公益の達成を目的として事業を行なう公益法人の場合には、従来より非営利性は、徹底されており医療法人のように出資者の存在を認め、その権利分を貸借対照表に示すという必要は、当然ながら出てこなかったと言える。

また、平成18年の公益法人の制度改革において、法人の自立という点が注目されるようになった。すなわち、従来からの補助金に依存した運営の体質から自主自立を重んじる運営が重視されるようになるが、その場合に寄付者からの寄附について受託責任を履行するために寄付者の意図や拘束性を財務諸表に反映させる事は、重要な意味を持つ事になる。他方、私立大学の運営においてはその財源の中心は、多くの場合学生の納付金と国からの補助金であり、寄附に依存した運営を行なう事は、稀であろう。学校法人会計基準は、私立学校が継続的な教育サービスを提供するために財政基盤を強化する仕組みが組み込まれている。この事は、昭和51年に私立学校振興助成法が施行されるに至った経緯からも分かるように当時の私立学校がおかれていた状況及び制度の意図としては、極めて重要な意味を持っていたと言える。すなわち、学校法人の会計においては、主な資源提供者ではない寄付者の意図を財務諸表に反映させること

よりも教育サービスを継続的に提供するための財産的基礎を貸借対照表に示す事が重要な意味を持っていたと言える。

これら2つの例から分かるように我が国の非営利組織の会計基準が組織形態に設定され不統一である背景には、各法人ごとに異なる事情が存在し、貸借対照表の純資産に相当する部分において主たる情報利用者に提供する必要のある情報や会計の目的が異なっていた事が原因として挙げられる。

5むすびにかえて

本稿においては、非営利性のメルクマールである剰余金および残余財産の分配を行なわないという点に注目し、その点と強い関連を持つ非営利組織の純資産の意義について検討を行なった。持分権者の存在を考えない場合には、貸借対照表における純資産の中身は、出資者持分を中心とする営利会計における純資産とは、異なる理解が必要になると言える。我が国における非営利組織の会計における純資産の比較を通して純資産の内容は、法人のミッションや主要な財源との関連と切り離しては議論を行なえない点を指摘した。この事は、我が国において非営利組織の統一的な会計基準が存在しない理由は、単に縦割り行政の弊害というだけでなく、貸借対照表の純資産の部において主に示すべき情報が組織形態により異なる事を原因としていると言える可能性を示している。

そのように考えるならば、非営利組織会計の統一化に向けた議論を行なう場合には、 財務諸表が示す情報が利害関係者に与える影響について考慮し、組織形態の特徴を無 視した会計基準の統一化が会計情報の質を低下させる可能性に留意する必要があると 言えるであろう。

もし、会計基準の統一化という方向性を模索するならば、財務諸表の体系や全体的な計算体系の枠組みについての議論の前に藤井(2010)で指摘されているように組織の形態に関係なく非営利組織全体に共通する部分に限定して議論の出発点とすることが現実的であると言える。

参考文献

FASB (1978) RESEARCH REPORT, FinancialAccounting in Nonbusiness Organizations -An Exploratory Studey of Conceptual Issues

日本公認会計士協会 (2013)『非営利法人委員会研究報告第25号非営利組織の会計枠 組み構築に向けて』

片山覚 (2002)「学校法人の会計」杉山学・鈴木豊編著『非営利組織の会計』中央経済社 中田ちず子編著 (2015)『非営利法人の税務と会計 7 訂版』大蔵財務協会

藤井秀樹 (2010)「非営利法人における会計基準統一化の可能性」『非営利法人研究学 会誌第12号』

古市峰子 (2006)「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」 『金融研究第25巻第2号』

古市雄一朗 (2015)「私立大学が提供する会計情報の意義についての考察」『大原大学 院大学研究年報第9号』

本論文は科研費基盤C (課題番号16K04007)「法人組織形態の多様化と資本等取引概念の変容に伴う課税所得計算の再構築」による研究成果の一部です。

(ふるいち ゆういちろう・大原大学院大学 会計研究科准教授)